再生資源物の屋外保管事業場に係る条例違反事業者に対する行政処分について

令和８年11月２日
茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和５年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）第11条第３項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者名称及び所在地	①株式会社トラスト （事業場所在地） ・坂東市岩井字駒踏前77番４　外４筆 ・坂東市岩井字駒踏前75番３ ・坂東市幸田字谷津台1405番26 ②宏美商事株式会社 （事業場所在地） ・稲敷郡阿見町大字実穀字横町1299番１
処分年月日	令和８年11月２日
処分内容	措置命令
講ずべき措置の内容	上記の屋外保管事業場については当該屋外保管事業場に係る条例付則第３項の規定による届出の内容に適合させる措置を講ずること。
処分の理由	茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例への違反が確認され、条例第 11 条第２項に基づき保管基準への適合などの改善の勧告に従わない旨を公表したが、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったため。

※ 保管状況基準違反８４事業場への対応状況（11/２時点）

・措置命令　９事業場
・公表　１３事業場
・改善　６０事業場
・その他　２事業場（火災発生事業場：廃棄物処理法に基づき、燃え殻等の処分を指導中）